

令和2年度「広島県既存建築物防災週間」の実施について

建 築 課

1 要 旨

- (1) 本県では、既存建築物の防災対策の一層の推進を図るため、全国的な取組として実施されている「建築物防災週間」に加え、平成24年に発生した福山市でのホテル火災を受けて、建築物の適切な安全管理に重点を置いた県独自の「既存建築物防災週間」を平成25年度から実施している。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を考慮して、これまで継続して実施してきた建築物の防災講習会及び現地指導の実施は中止するなど取組内容を縮小して実施する。

2 実施主体

広島県建築安全安心マネジメント推進協議会

〔広島県、広島市、福山市、呉市、東広島市、三原市、尾道市、廿日市市、三次市、住宅金融支援機構中国支店、広島県消費者団体連絡協議会、(公社)広島県建築士会、(一社)広島県建築士事務所協会、(公社)広島県建築センター協会、(公社)広島県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会広島県本部、(一社)広島県住宅産業協会、指定確認検査機関 他〕

※構成団体のうち、県及び各市は建築確認事務等を行っている特定行政庁

3 期 間

令和2年5月13日(水)から令和2年5月19日(火)まで

4 取組の内容

(1) 建築物の防災相談窓口の開設

各建設事務所建築課、各特定行政庁建築指導主管課に建築物の防災相談窓口を開設し、建築物の防災に関する相談を受ける。(電話等による相談を推奨して実施する。)

(2) 定期報告制度の啓発用パンフレットの配布及びポスターの掲示

啓発用パンフレットは、例年実施している建物所有者等への送付及び実施主体の窓口での配布に加え、(公社)広島県宅地建物取引業協会や(一社)広島県建築士事務所協会等の関係団体と連携し、今年度は建築物の管理や定期報告業務に携わる方にも対象を拡大して送付する。

さらに、今年度は啓発用ポスターを作成し、実施主体である行政機関や指定確認検査機関等の民間関係団体の窓口においても掲示する。

(3) 広報活動

- ア 実施主体である各市及び関係団体の広報誌への掲載
- イ 広島県ホームページへの掲載
- ウ 懸垂幕の掲示

